**平成３０年度**

**我が国循環産業海外展開事業化促進事業**

**募集要領**

**平成３０年４月**

**「平成30年度我が国循環産業海外展開事業化促進事業」**

**募集要領**

１．事業の目的

アジアをはじめとした多くの国において、経済成長や人口増加に伴って、廃棄物の発生量の増加と質の多様化が生じてきている一方、廃棄物処理体制が未整備・未成熟であることから、廃棄物の不適正な処理に伴う環境汚染が懸念されています。一方、我が国の廃棄物処理・リサイクルを担う循環産業は先進的な技術を有しており、こうした我が国の循環産業を国際展開することができれば、世界規模で環境負荷の低減を実現するとともに、我が国経済の活性化にもつながります。

このため、環境省では、具体的に海外展開を計画している循環産業に係る事業について、その実現可能性調査等を実施するため、平成30年度「我が国循環産業海外展開事業化促進業務」（以下「事業化促進業務」という。）を実施することといたします。

２．事業者の要件

（１）実施者の要件

事業の実施者が、以下①又は②のいずれかの民間法人であること

①　我が国に本社又は主たる事務所を置いている民間法人（海外に本社又は主たる事務所を置いている法人の子会社でないこと）

②　①の法人の子会社であって、海外に本社又は主たる事務所を置いている民間法人

（２）業務の申請者の要件

業務の申請者が、次の①又は②のいずれかの者であって、かつ、③、④又は⑤のいずれかを満たす者であること。

①　（１）①又は②の要件を満たす者であって、対象となる事業について、自らが事業遂行の中心的な役割を果たすこととなる者（なお、この要件は、①を満たす事業者を主幹事とし、複数の者が共同して調査を実施することを妨げない）

②　①の者を含み、地方自治体その他の共同事業者から成るコンソーシアム

③　平成28年度・29年度・30年度の環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の製造」、「物品の販売」、「役務の提供等」において、申請書提出時までに「Ａ」、「Ｂ」、「Ｃ」又は「Ｄ」級に格付されている者

④　地方自治体における廃棄物処理に係る調達業務への入札参加資格を取得している者

⑤　一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可を取得している者

３．事業の実施国

事業の実施国に制限はありませんが、事業の採択においては、我が国政府との間で二国間協力等を進めている国において実施する事業を優先的に採択します。

（二国間協力等の対象国の例）

・環境協力覚書の締結国：ベトナム、インドネシア、モンゴル、イラン、シンガポール

・二国間協力実施国（実施予定国を含む）：ベトナム、インドネシア、フィリピン、タイ、マレーシア、ミャンマー、ブルネイ、クウェート、サウジアラビア、インド

・JCMの二国間文書に署名済みの国

（参照: <https://www.carbon-markets.go.jp/jcm/index.html>）

・アフリカきれいな街プラットフォーム加盟国

４．募集事業の内容

（１）事業の内容

次の①又は②に該当する事業であって、今後数年以内に事業開始を計画していること

①　海外において、廃棄物等の収集・運搬、中間処理、リサイクル、最終処分に関するサービスを提供する事業

②　海外において、①の事業を実施する行政や事業者からの委託を受け、これに必要な施設を設置する事業

※　技術供与のみの事業は対象としません。（廃棄物等の処理やリサイクルのサービスの提供又はこれに必要な施設設置を行わない事業は対象外です）

※「汚水処理」については、下水汚泥のメタン発酵処理など循環資源として取り扱うもの、し尿を含む生活排水処理を行うもの、主たる廃棄物処理・リサイクル事業の一部として付随して実施するものは対象事業に含まれますが、排水処理設備に特化したものは対象事業には含まれません。

（２）事業区分

事業の進捗度合に応じて、下記の（Ⅰ）から（Ⅲ）の３区分の中から適切なものを選んで応募してください（（Ⅰ）→（Ⅱ）→（Ⅲ）の順に進捗度合が高くなる）。なお、申請内容を審査した結果、申請と異なる調査区分での実施をお願いする場合があります。

（Ⅰ）事業環境基礎調査

本調査は、事業の具体化前で、現地の実施可能性を検討するための基礎情報の収集・整理を目的としたものです。以下の①・②・④・⑥～⑧を必ず実施する事業を対象とします。

（Ⅱ）実現可能性調査

本調査は、事業実施がほぼ確定し、事業の基本的な枠組も定まっており、事業実施にあたっての実現可能性を高めるための情報収集・整理、現地関係者との関係強化を目的としたものです。以下の①～⑧を必ず実施する事業を対象とします。

（Ⅲ）事業案件形成調査

本調査は、事業の内容や実施体制がほぼ確定し、事業性が見込まれているが、事業実施・展開にあたって、現地関係機関との関係強化や日本国政府との連携等を目的としたものです。以下の①・②・④～⑧を必ず実施する事業を対象とします。

1. 海外展開計画案の策定

調査開始前に、事前に把握している情報を踏まえ、対象地域、処理対象廃棄物の種類、利用技術等を明確化し、その導入規模を仮に設定した事業計画案を策定する。また事業計画案には、事業規模、事業運営計画、事業実施体制、事業化スケジュール案、収支計画（イニシヤルコスト、ランニングコスト等を含む）等を含む。

1. 対象地域における現状調査

事業の実現可能性を評価するために必要と考えられる現状の調査として、事業対象地域における処理対象廃棄物の発生・処理の状況、廃棄物処理・リサイクルの制度・政策（計画の有無やニーズ等を含む）、社会・経済状況、現地地方政府における廃棄物関連予算の規模等状況（想定する契約相手が地方政府の場合）、再生品・再生エネルギーの売却単価及び需要等を調査し整理する。

1. 廃棄物の組成、性状等調査

対象地域における処理対象廃棄物の組成、性状等に関し、サンプリング分析等の調査を実施する。

1. 現地政府・企業等との連携構築

事業を実施する上で必要な現地政府（現地の中央政府、地方政府等）や企業（現地企業、第三国の企業等）との連携状況の整理を行うとともに、今後の連携可能性について分析・検討を行う。

1. 現地関係者合同ワークショップの開催

現地での海外展開の枠組みを構築していくため、海外展開事業を計画している事業者等の日本側関係者と現地の行政当局、関係団体、パートナー企業等の関係者との間で、海外展開事業計画案や実施状況、事業推進に向けた協力等について情報共有・意見交換を行う「関係者合同ワークショップ」を開催する。関係者合同ワークショップの開催地は現地が望ましいが、有効だと考えられる場合には現地関係者を招聘し、日本国にて開催してもよい。なお、「ワークショップ」と同じ効果をもたらすものであれば、その用語にはこだわらない。

1. 実現可能性の評価

対象事業の事業性（採算性）、環境負荷削減効果（廃棄物対策・リサイクルへの貢献、CO2排出削減等）、社会的受容性、事業化に向けて想定される課題等を評価し、事業の実現可能性を評価する。

1. 海外展開計画案の見直し

事業の実現可能性を改善させることにつながる現地の行政施策（分別収集の制度、廃棄物の譲渡価格への介入、施設整備への補助金など）について検討し、適切な施策があれば提案をまとめる。その上で、本調査で得られた結果を踏まえ、①の事業計画案を見直す。

⑧　報告書及び概要資料作成

事業計画案、対象事業の事業性、環境負荷削減効果、実現可能性の評価結果等を対象地域の行政、事業者等の関係者に提案できる形で報告書をまとめる。事業の実現可能性を改善できる現地の行政施策があれば、これも報告書にまとめる。また、報告書の概要を説明できる資料を作成する。

（３）期間

平成31年３月上旬までの７カ月程度とします。

（４）対象経費

表１に示した費目のうち、業務実施のために直接必要な費用であって、当該業務で使用されたことを証明できるものに限ります。（不明瞭な積算は、必要な経費と認めません）

表１　費目の分類

|  |  |
| --- | --- |
| １．人件費 | 本業務実施のために必要な人件費に限ります。 |
| ２．業務費（１）旅費 | 現地調査やワークショップ開催のために関係者が現地に出張する際に必要となる外国旅費、国内の関係者が業務の調整を行う際の国内旅費、海外の行政当局等の関係者を協議等のため我が国に招聘する際の外国旅費・国内旅費に限ります。単価等は「国家公務員等の旅費に関する法律」に準ずることとします。 |
| （２）諸謝金 | 本業務の実施に必要な専門家等へのヒアリング等に支払う謝金等です。 |
| （３）消耗品費 | 本業務の実施に直接必要な5万円未満（単位あたり）の物品等の購入に直接要する経費です。リース可能なものはリースにより対応してください。※消耗品費は、取得価格が50,000円（税込）未満の物品であり、本事業で使用するに従い消費され、長期使用に適しないものを対象とする。※50,000円（税込）未満であってもノートＰＣ、携帯電話など汎用性の高いものは計上できない。 |
| （４）印刷製本費 | 本業務の成果報告書、現地ワークショップの資料等の印刷、製本に要する経費です。 |
| （５）通信運搬費 | 本業務に直接必要となる切手、はがき、運送代、データ通信等に係る経費です。 |
| （６）借料及び損料 | 会場借料及び損料、器具機材借料及び損料、物品等使用料（リース料）等です。 |
| （７）会議費 | 現地ワークショップや国内での業務の調整のための会合等を行う際の人件費、飲食料等の経費です。 |
| （８）雑役務費-通訳・翻訳料等 | 現地ワークショップの際の通訳料、文献や報告書等の翻訳料等です。 |
| （９）雑役務費-試料分析費 | 現地の廃棄物の組成・性状等を調査するための外部分析機関等への委託料です。 |
| （10）外注費・再委託費 | 本業務の一部を他社へ外注（請負）又は再委託するために要する経費です。合計で、原則、全体経費額の半額未満とします。 |
| （11）共同実施費 | 本業務を他社と分担し、共同で実施するために要する経費です。 |

参考）「環境省委託契約事務取扱要領」

http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/itaku-youryou.pdf

「環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針」

http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/category\_03.html

（５）事業の目標

選考に当たっては、実現可能性及び環境負荷低減効果、社会的インパクト等を総合的に判断します。このため、①調査実施後に海外展開する実事業の具体像、②それに至る道筋及び③事前に想定する調査期間中に達成すべき目標のそれぞれを明確化して申請書の記載してください。

５．選考について

（１）選考方法

環境省による対象事業への該当性等についての書類審査の後、有識者で構成される「事業化促進業務対象事業選定委員会」において選考を行います。

・（Ⅰ）事業環境基礎調査、（Ⅲ）事業案件形成調査については、書類審査で選考を行います。

・（Ⅱ）実現可能性調査については、書類審査及びヒアリングにより選考を行います（なお、ヒアリングの日時及び場所は、追ってご連絡いたします）

（２）選考基準

　別添３の採点基準に基づき、審査を行います。

（３）採択予定件数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 採択予定金額（上限） | 採択予定件数 |
| （Ⅰ）事業環境基礎調査 | 800万円 | 2件 |
| （Ⅱ）実現可能性調査 | 2000万円 | 3件 |
| （Ⅲ）事業案件形成調査 | 500万円 | 2件 |

採択予定金額（上限）及び件数は、選考にあたって変更する可能性があります。

（４）選考結果

選考結果は、平成30年６月中下旬（予定）に文書にて連絡します。また、採択された事業については、法人名（共同提案者名を含む。）、国・地域名、プロジェクトの名称、事業概要等を環境省のウェブページ等で公表します。

なお、採否の理由についての問い合わせには応じられませんので、御了承ください。

（５）採択金額

採択金額は、応募者が申請する金額と必ずしも一致するものではありません。

６．申請について

（１）申請方法

申請書、添付資料１（事業概要資料）、添付資料２（事業詳細資料）に必要事項を記入の上、申請書（正本１部、副本10部）、添付資料（11部）、書類のデータを保存したDVD-R 1部（PDF形式及び様式指定書類はワード・エクセル形式）を同封して、申請先に郵送又は宅配便で送付又は持参してください。また、電子データをE-mailにて送付してください。

※　FAXによる応募、E-mailのみによる応募は受け付けません。

※　申請書は返却しません。

※　募集要領及び申請書は環境省のウェブページからダウンロードできます。

（２）申請先

環境省環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室　担当：林、草場

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

E-mail：MEJOR-JUNKAN@env.go.jp

TEL：03-5521-8336

（３）締め切り

平成30年６月４日17時　必着

（４）公募説明会

公募説明会を下記の日程で開催します。なお、説明会への参加は必須ではありません。

①　日時

平成30年５月18日　13：30　～14：30

②　場所
経済産業省別館　238号室　<http://www.meti.go.jp/intro/index_access.html>

③　参加申込方法

平成30年５月16日17時までに、任意様式にて、参加者名、会社名、連絡先（電話番号、E-mail、FAX番号）を記載のうえ、E-mailにて連絡して下さい。

　　④　その他

当日は参加者の名刺の提出をお願い致します。

（５）質問

質問がある場合は、平成30年５月29日12時までに、任意の様式にて、会社名、質問内容、担当者名、連絡先（電話番号、E-mail、FAX番号）を記載のうえ、上記提出先まで、E-mailにて連絡してください。

　質問への回答は、質問締切日から1週間以内に環境省ホームページにて公表いたします。

７．採択後について

（１）業務の実施体制

対象事業として採択された場合には、請負者は、環境省が別途契約する「平成30年度我が国循環産業の海外展開促進に向けた実現可能性調査等統括業務」の請負者（以下「統括業務請負者」という。）との共同実施者となります。請負者は、統括業務請負者との間で契約を締結し、請負者でしか行うことができない事項（現地調査、ワークショップの実施等）について、統括業務請負者の依頼に基づき、実施していただきます。

なお、この実施体制は、これまでの調査から得られた結果や課題、教訓を事業実施者と共有した上で、統括業務請負者が事業の実現可能性を中立的・横断的に評価・助言を行うことで、今後の我が国の循環産業の海外展開がより促進されることを期待して作られています。業務の中立性を確保するため、本業務の事業提案やコンソーシアムに参加される場合には、統括業務への応札は御遠慮ください。

※業務における契約の概要図

**環境省**

**総括業務請負者**

**実施事業者**

**請負契約**

**進捗管理・助言**

**契約**

**共同申請（実施）者**

（２）環境省報告会への参加

環境省が実施する外部有識者からなる報告会に出席していただきます。

（３）成果の公表

業務報告書は、一般に公表します。

（４）事業化の努力

本業務の終了後、事業者は、当該事業の海外展開に引き続き努めていただきます。また、業務終了後５年間、毎年度、環境省に海外展開の進捗状況について報告していただくとともに、事業の成果のフォローアップ等のための会議等への出席、報告等を依頼する場合があります。

８．著作権等の扱い

（１）成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとします。

（２）請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとします。

（３）成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾するものとします。

（４）成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得するものとします。

（５）成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。

（６）納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

９．情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

（１）請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。

（２）請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

（３）請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

（４）請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

（５）請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

（参考）環境省情報セキュリティポリシー

http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf

（別添１）

平成30年度　我が国循環産業海外展開事業化促進事業

申請書様式

【申請書構成】（正本１部・副本10部）

○申請書

Ａ４版１枚で作成する

○添付資料１（事業概要資料）

事業概要資料として、パワーポイント３枚以内で作成する

○添付資料２（事業詳細資料）

１．申請対象の海外展開事業名と申請金額

２．申請法人の概要

※共同事業提案又はコンソーシアム方式による提案の場合は幹事会社名を記載

３．申請内容に関する問い合わせ先

４．申請法人の事業概要 → Ａ４版２枚以内

５.　申請対象の海外展開事業の全体像概要 → Ａ４版６枚以内

※海外展開する事業全体像を記載する

６．対象となる業務の概要 → Ａ４版４枚以内

※今回応募される実現可能性調査等を記載

７．対象となる業務の実施スケジュール → Ａ４版２枚以内

８．業務実施に関わる所要経費見込み → Ａ４版４枚以内

※必要な根拠書類等はこの枚数に収める必要はない。

９．対象となる業務の実施体制 → Ａ４版３枚以内

※申請者、海外展開事業の実施主体となる法人、その他法人等の役割分担を記載

※現地関係者との間で覚書締結等の合意形成がなされている場合、当該文書の写しを添付（レター等も可）

10．暴力団排除誓約書

※別添２参照

11．政府関係機関による支援状況・経緯

【その他添付資料】（11部ずつ提出）

１．直近3期間の財務諸表（申請法人、海外展開事業の実施主体となる法人）

２．法人概要の把握に資する資料（会社概要、掲載された新聞記事、事業報告書など）

※該当箇所に付箋や枠などの目印をつけてください。

３．申請法人及び海外展開事業の実施主体となる法人の「法人登記簿抄本」

※商号、本店、目的、代表取締役氏名（又はこれらに類する項目）についての妙本

※登記簿抄本は１部オリジナルがあれば、その他はコピーで構わない。

４．海外展開事業の実現に向けたこれまでの取組、準備状況が詳しくわかる資料

５．組織の環境マネジメントシステム認証取得状況

※事業者の経営における事業所（本社等）において、ＩＳＯ１４００１、エコアクション２１、エコステージ、地方公共団体による認証制度等のうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無、有の場合は認証の名称を記載し、証明書の写しを添付すること。ただし、申請書提出時点において認証期間中であること。又は、現在は認証期間中でないが過去に認証を受けたことがあり、現在事業所（本社等）において環境マネジメントシステムを継続している場合は、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

（別添２）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１．次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（１）契約の相手方として不適当な者

ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（２）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア　暴力的な要求行為を行う者

イ　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ　偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ　その他前各号に準ずる行為を行う者

２．暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

３．再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

４．暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

別添３　平成30年度我が国循環産業海外展開事業化促進事業　評価基準表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価の観点 | 得点配分 |
| 1. 循環産業活性化への貢献
 | * 応募された廃棄物処理・リサイクル事業が、我が国の循環産業の知見やノウハウを活用したものであり、循環産業の活性化に貢献するものか。
* 応募された廃棄物処理・リサイクル事業が、対象国・対象地域にとって新たな技術・ビジネスモデルの適用を含むか。
 | １０ |
| 1. ３Ｒの推進、廃棄物の適正処理、その他環境負荷の低減への貢献
 | * 応募された廃棄物処理・リサイクル事業が、３Ｒの推進、廃棄物の適正処理に貢献するものか。
* ３Ｒの推進、廃棄物の適正処理以外の環境負荷低減に貢献し、社会的なインパクトを与える事業か。
 | １０ |
| 1. 国等による国際協力への貢献
 | * 環境省との協力関係の下で実施される、又は沿った事業か。（※募集要領２．（３）事業の実施対象国を参照）
* ＪＩＣＡ等国の関係機関が行うプロジェクトや我が国地方自治体が行っている国際協力と連携した事業か。共同実施者に我が国自治体が含まれているか。
 | １０ |
| 1. 事業の実現可能性
 | * 応募された廃棄物処理・リサイクル事業が、現地の制度や社会的状況から見て、調査実施の計画が具体的であり、本業務の事業期間中の達成目標が妥当なものであるか。
* 事業実施における収支の見通しから見て事業性（採算性）があると見込まれるか。また、期待される収益は十分か。
* 応募者等のこれまでの取組により、応募された廃棄物処理・リサイクル事業の実現可能性についての検討や現地関係者との合意形成がどの程度進んでいるか。
* ワークショップの計画が具体的であり、妥当なものであるか。
 | ３０ |
| 1. 業務実施の体制
 | * 主たる応募者が、将来的に応募された廃棄物処理・リサイクル事業を実施する法人（事業会社）となることが計画されているとともに、当該応募者が海外展開を行うための十分な組織体制、経営基盤、技術力等を有しているか（自己資金の準備等）。
* 業務を実施する法人の体制が、海外展開にあたって必要な知見、ノウハウ等を十分に備えているか。
* 応募された調査を実施する法人が、調査を実施するための十分な組織体制、技術力を有しているか（外部の協力者に調査の一部を行わせる場合は、調査の根幹部分を提案者が実施すること、協力者等の役割分担が明確で、適切であることが必要）。
* 従事者が本調査に従事する十分な時間があると認められるか。
 | ２０ |
| 1. 政策的優先課題

（環境省による評価） | * 環境省の政策的課題に合致した、優先的に採択すべき事業か。
 | ２０ |
| 合計 |  | １００ |

|  |  |
| --- | --- |
| 配点５点の場合、　　　秀：　　５点、　　　優：　　４点、　　　良：　　３点、　　　準良：　２点、　　　可　：　１点、　　　不可：　０点、　の６段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。 |  |